

平成17年12月16日（金曜日）

議 事 日 程

平成17年12月16日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第9号についてまで

日程第3 選挙第1号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	竹島貴行君
2番	前原英石君
3番	三鍋芳男君
4番	嶋田富士夫君
5番	竹島ユリ子君
6番	中田文夫君
7番	吉田清君
8番	堀田一俊君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村長	金森勝雄君
収入役	田鍋司君
教育長	塩原勝君
総務課長	古越邦男君

産業建設課長 笠 田 恵 雄 君
住民福祉課長 高 畠 宗 明 君
代表監査委員 平 野 正 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 吉 田 昭 博

午前 9時10分 開議

議長(中田文夫君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成17年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長(中田文夫君) 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

8番 堀田一俊君。

8番(堀田一俊君) 私は、通告に基づきまして、最近の日米軍事同盟強化の動きに非常に実は怖さを感じております。村長の見解をお伺いしたいと思います。

舟橋村に関係のある佐渡龍己さん、この方は駅前の佐渡さんの縁戚に当たりますが、自衛隊を退職後、スリランカ日本大使館、イラク大使館勤務などで、テロリズムについて何冊か本を出しておられます。その中から2冊ほど読ませていただきましたが、結論的には、イラクならイラク人たちの考え、希望を理解した援助をすべきであること。イラクの各国大使館は、テロ攻撃からの防衛にそれぞれの国の軍隊があたっておりますが、日本の大使館はイラクの警備会社に依頼をしているとのこと。そのためには、相互の信頼関係が大事でありまして、イラクの人たちの気持ちを理解し、日常的な交流、情報交換を心がけ、大使館防衛訓練も実際に行っておられるということでありまして、それらがいずれも成功しておりまして、日本の大使館に対する攻撃というのは、いまだにないわけでありまして。

いわゆる戦後60年も過ぎますと、戦争というものの悲惨さが忘れ去られるのか、未経験者によりますと、かえって何かそれが格好よくでも見えるのか、日本国憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」の文言や、第9条の「戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」との文言が、自民党結党50年記念大会の憲法改正案から消え去り、また自民党の結党時の綱領にあった「福祉国家完成を期す」「駐留外国軍隊の撤退に備える」というような文言もなくなっております。

私は、愛国心を言うならば、まずアメリカ占領軍の撤退を第一に求めるべきであると思います。

かつて日本の指導者は無謀にもアメリカと戦争をし、240万人の戦死者、しかもその中の6割が餓死者だった。広島、長崎の原爆、東京、富山など全国の都市や沖縄など、一般市民並びに輸送船の船員も20万人ほど、いわゆる100万人近くの一般市民が殺されております。これら非戦闘員を虐殺することは、国際法の違反でもあります。また、満州において、あるいはサハリンにおいて、一般市民が置き去りにされ、軍が真っ先に逃げ帰っております。

考えてみますと、一般の市民には、その土地に生活があり、家族があるわけでありますから、簡単に引き揚げてこれないのですね。日本の戦争指導部がこの情勢判断をすれば、それらのことは既にわかっていたことだと思えます。その責任というのは、やはり今日なお徹底的に追及されるべきであると思います。

軍隊というのは、イラクのアメリカ軍も同じであります。日本の軍隊でも、「上官の命令は天皇の命令」で逆らえず、リンチ、暴力というものが内部では横行しております。たくさんの犠牲者を出しています。今でも自衛隊の中の暴力、自殺者を聞きます。軍隊の駐屯とは、事件はなかなか切れません。

だから、今日、日米軍事同盟強化に全国の米軍の駐留地で反対運動が起きているのです。アメリカも日本も、「台湾は中国の一部である」と認めているのですから、アメリカの手先になる必要は少しもないと思います。ましてや、アメリカの「生物進化論を認めない」というようなキリスト教原理主義に追随して、その価値観を世界中に押しつけようとするような行動には反対をすべきだと思います。

ニュージーランドでは、医療費、教育費は無料だそうです。北欧にもそんな国があります。国のあり方にはいろいろありますが、高齢化、少子化の進む日本では、なおさら日本国憲法の精神を世界やアジアの国々に広げるべく、「核兵器廃絶」「大小武器輸出の禁止」「軍事費をいわゆる福祉に回す」という平和の運動を外交の基本として、あらゆる機会に政治家は、それこそそのことに命をささげるべきだと考えます。

ましてや、日本には今日、原子力発電所がたくさんあります。戦争する環境はありません。また、さきの大戦で見ましても、戦争によって何も解決しておりません。

宇宙飛行士の野口さんの言う「青い地球を守る」。私たちが村民の幸せを守るといふことに立ちますと、軍国主義復活傾向は、百害あって一利なしであります。戦争によって

一部に大変もうけておる人たちもおるわけでありまして、そういうことを考えますと、本当にばかばかしいことだと思っております。

そして今日、防衛庁は防衛省に昇格するということでありましてけれども、軍の発言力が増すということでありましょう。私の年代には、最近の我が国の傾向にかつての軍国主義時代の到来を感じ、恐怖を感じる次第であります。村長のお考えをお伺いしたいと思っております。

以上であります。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 8番堀田議員さんの御質問に私の見解をお答えさせていただきたいと思っております。

ただいま堀田議員さんから、イラクへの自衛隊派遣が1年延長されたこと等を踏まえ、戦争経験者の立場から、最近、日米軍事同盟の強化の動きがある。あるいはまた平和憲法第9条の条項文の改正も政府・与党間で論議が展開されているに至っている。こうして見ると、戦前に戻るのではないかと大変危惧と不安を感じているということで、客観的に時局をとらえた御持論をお聞かせいただいたわけですが、戦争未経験者である私は、この内容につきまして大変感銘を受けておる次第でございます。

私は常々、それぞれの国は、国民が自らの力で民主的に国家を築き上げることが基本であると認識している次第でございます。しかしながら、現在、国連加盟国は191あるわけですが、その中には、今も貧困などで民族紛争が勃発している国があるなど、加盟国がすべて安定した国家になっているとも言えない現実であります。

私は、ことしの1月から村政を預らせていただいているわけですが、今後とも村民の幸せを第一に考え、堀田議員さんと同様に、戦争のない世界、貧困のない世界づくりに貢献することが我が国日本の最もやるべき姿であろうと思っております。これが私の堀田議員さんの質問に対する今の偽らざる見解であるということをお断りいただきまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 4番 嶋田富士夫君。

4番（嶋田富士夫君） 私は、通告に従いまして、3つの質問をいたしたいと思っております。

きのうの協議会の席で、村長の学校問題について、平成18年3月議会で方向を決断されるなど今のお考えの説明を受けまして、きょうの質問に重複する事項もあるとは思いますが、通告していただきましたので、あえて質問いたします。

不可解な幼女殺傷事件が連続して発生しています。今月、舟橋村小学校でも、保護者同伴下校が実施されています。これも裏返せば、地域の安全がなくなり、他人を信用してはだめだ、警戒しろと子どもたちに人間不信を教えているようなものでないでしょうか。声をかけたら不審者扱いされかねない悲しい今の日本の姿だと思います。

少子化や合併地域の事情などで、小中学校の統廃合が盛んに行われています。幸いと言ってよいか、舟橋村では生徒増の施策をした結果、現在も小中学校が存続しています。通学距離も短く、犯罪に巻き込まれるような見通しの悪い箇所も少なく、油断はできないとは思いますが、県内でもその点、安全性の高い自治体だと思います。

今12月定例議会で小学校3教室、中学校1教室の改修の補正議案が提出されていますが、小学校に限って質問いたします。

改修は必要に迫られての一時の暫定的なものか。であれば、近い将来、新築の考えがあるならば、必要とはいえ、もったいない話だと思います。

また、耐震構造に改修されるならば、私ら素人にはよくわかりませんが、重複工事のないような経費削減等の配慮を含んだ改修なのでしょうか。交付税やいろんな要因で財政事情が厳しく、新築は無理だとお考えでしょうか。

ことしもパキスタンで大きな地震が発生して、倒壊した校舎の下敷きになり、多くの児童がその犠牲になりました。日本でも最近、地震が多発しています。富山県でも絶対安全とは言えず、子どもをその犠牲にすることは、行政の責任においてもできないことで、何はともあれ新築や耐震構造校舎や他の方法で子どもの安全を守る対応の実行が急がれると思います。

旧山田村では、国や県へ陳情を繰り返し、耐震構造の校舎にしたと聞いたことがありますが、合併や中山間地の状況の違いもありますが、当村にそのまま適用できるとは思いませんが、調査や検討のお考えはあるでしょうか。

富山市では、PFIの方式で市中心部の統合2校舎の落札業者を決め、市が直接建設する場合に比べて、経費が3割削減されるとの報道もあります。村長の考えをお伺いいたします。

舟橋村国民健康保険条例の第5条に「被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として1万5,000円を支給する」とあり、振り込みで支給されています。それが村民の皆様にも周知されていないのではないのでしょうか。

村長におかれましては、村民とのふれあいを大切にした村政をモットーにされている

と理解していますが、そこで私の思いですが、「何々様の御逝去をお悔やみ申し上げますとともに、
の口座に極小でございますが、葬祭費の振り込みをしましたので、御確認してください」とはがきでも出されてはよいのではないのでしょうか。小さな自治体の舟橋村だからこそできる、きめの細かい配慮をした行政をしていただきたいと思います。

舟橋村では、若い世代も増え、スポーツ活動が盛んになりました。また、来年2月には、舟橋文化スポーツクラブが設立予定と聞いています。ことしも、全国大会に村を代表して出られた選手もあり、11月号の広報に掲載されています。朝日町や砺波市では、市長や町長が激励したと大分早い時期に新聞報道がされています。本村でも、できれば何かの方法で大会出場前に選手のコメントや写真をつけて選手紹介をされれば、選手個人も頑張ろうと思うだろうし、村民も頑張れと激励すると思います。今後も、スポーツのみならず、若い人が大会に出る可能性が高いと考えられますが、どのように対処されていくのかお考えをお尋ねします。

日本の車は、世界でも冠たる高性能で、12カ月点検や車検時に自動車屋に点検整備依頼をして、自分でボンネットをあけたことのないドライバーが増えているのではないかと思います。ガソリンスタンドでは、給油時にある程度は点検してくれますが、最近ではセルフスタンドが増えて、その機会も少なくなりつつあります。性能はよくなっても、自動車は機械です。故障もあり、絶対的なものではありません。自動車メーカーでは、販売後にふくあいや故障が発生、発見され、リコール対策がなされています。そのような車を運転するドライバーがあり、また現在では大型トラックでも運転するが、機械の構造もよく知らないし、点検の仕方も知らない、できないドライバーがたくさんいます。

三菱ふそうのホイール・ハブ脱落の欠陥事故も、ドライバーに毎日点検の習慣があれば、欠陥を事前に見つけることができ、事故を未然に防げた可能性もあると思います。車を走る道具のように考えて、あまつさえ飲酒運転をして人身事故を起こされては、被害者はたまったものではありません。何人かのこのようなドライバーで車が走っている以上、どこに、どのような事故が発生しても不思議ではないと思います。舟橋村には、そのような原因で事故が起きないことを祈りたいものです。

そこで質問でございますが、村の交流や憩いの場である舟橋会館を利用する人に、歩いてくるお年寄りや学童もあります。いろいろな問題もあるでしょうが、舟橋村の交通

安全の意味においても、横断歩道設置の必要があるのではないのでしょうか。

既存の歩道がある竹鼻団地から古海老江までの村道稲荷古海老江線の歩道の延長をどのように考えているのか。前村長の松田さんに質問したとき、県道に格上げしてもらい、県道の取り付けは県の事業にしたいとの答弁でした。

現在は、海老江東芦原線の立派な道路もでき、通行量においても格段の差があり、何本も県道格上げの要請もできないのが事実だと思いますが、住民の多寡にかかわらず、いかに村民受益の平等を考えるのが村政の基本だと思いますが、金森村長におかれましては、今後どのようにお考えになりますか、御所見を伺います。

以上で終わります。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 4番嶋田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、小学校の問題でございます。

これにつきましては、議員さんも発言されたわけでございますけれども、昨日の全協の中で私のほうから方向づけといいますか、この道で進みたい、改修を考えていきたいということをお話を3月議会で申し上げたいと、こういうふうにお話をさせていただいたところでございます。これにつきましては、今御提案あったように、PFIとかいろいろ新しい事業を取り入れた校舎の改築等もあるわけでございまして、それらにつきましては、担当課におきましていろいろと調査研究をしておるところでございますので、やはり最少の経費で最大の効果を上げるといって語弊がありますが、そういった一つのもので考えていかななくてはならない。確かに教育も大変でございます。我が村の教育行政を怠ってはいけません。これは大切なことでございますけれども、財政というものを一番私は重要視をし、そしてそれをかなえる最大限の努力をするのが我々の役割だと私はそういうふうに認識しております。

そういうことで、後ほど私の後を教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどおっしゃいました葬祭費等の話でございます。

確かに私も国民健康保険金の特別会計の担当をしたこともございますので、これはその亡くなった家庭の世帯主であろう家族の方が支給申請をされて、そしてそれに基づいての支払いになるわけでございますので、全く遺族の方が知らないということはありません。そういう点で私が怠っているとすれば、いつ幾日に支給申請が

なされたときには、いつ幾日に口座のほうへ振り込まれるから確認してくださいと、こういうことは確かに大切なことだと思いますので、そういう点を含みまして担当課のほうへ指導したいと、かように思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、舟橋会館の前に横断歩道の設置が必要でないかという御意見でございます。

私もことしの1月から村政を預かることになりまして、よく舟橋会館での村主催の行事なりに参加しております。そういった実態を踏まえますと、やはり今議員さんのおっしゃったとおり、非常に危険な箇所でございます。特にことしの1月から、学童保育の施設があつた近辺に完成しまして、開所しておるわけでございます。

そういったことを考えますと、やっぱり緊急性があるというふうに私どもも認識しておるわけございまして、設置箇所の検討をいたしまして、所轄の上市警察署へ要望したいというふうに思っておりますし、はっきり申し上げますと、もう既に要望してございますので、そういう点で御理解を賜りたいと、かように思うわけでございます。

そういうことで、今後とも細心の注意を払って、安全で安心して住みよい村づくりのために努力したいと思えますので、御理解のほどをお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 塩原教育長。

教育長（塩原 勝君） 2点についてお答えしたいと思います。

児童生徒、一般を問わず、日ごろからスポーツ活動を一生懸命やっている人たち、あるいはチーム、団体に対しまして激励費とか奨励金、その他いろんな支援をしていくということは当然ではあります。もちろん小中学校あるいは体育館、グラウンド等の開放、その他いろんな形で側面的には支援になっているわけですが、それ以上に成果を出したところに、激励の意味でいろいろ対処していくということは大変望ましいことです。しかしながらなかなかゆとりがないので、どこの自治体も完全ではないというふうに思っております。何しろ世界大会あるいは全国大会については、どの自治体も全部奨励金等を渡しております。

この舟橋村におきましても、簡単な激励会らしきものを持って、そして奨励金を渡しておりますが、これは世界大会と全国大会だけで、今年度から北信越大会は対象にしないことにしました。

本村では、全国大会等出場奨励金に関する内規というものを持ってありますが、これは昨年度見直しをかけて、ことしの4月1日から新しく適用しております。このときに

は、もちろん近隣の市町村のことも参考にして、そうして決めたわけではありますが、変わった点は、先ほど言いました全国大会、世界大会に限るということと、それから予算上のことで若干支給額が少なくなったということ。その1つは、今言った予算のこと、もう1つは、非常に活発になってたくさん北信越大会等へ行くということですが、そこまでなかなか対応し切れないと。うれしいんですが、支援してあげられないという現状であります。

それで、内規についてちょっと言いますが、全国大会出場激励金に関する内規、全国大会等に出場する場合の激励金を次のとおり定める。

補助要件として、3カ月以上村内在住の者、2番目は、予選を通過した者。区分としては、一般、高校、中学、小学生。そして、このすべてが世界選手権等の世界大会に出る場合には3万円、全国大会では国民体育大会に出る場合、一般、高校、中学校生まで1万円。それから、全国高校総合体育大会などと全国中学校体育大会、これについては5,000円。その他の全国大会については3,000円。先ほど言いました北信越大会には支給しない。

そして備考として、全国大会及び地区大会とは、文部科学省、日本体育協会その他社会教育団体が開催する大会。なお、今はスポーツ関係だけについて言っておりますが、文化大会においても、これと同じような考えで臨む。そして、たまたま全国大会であったというような大会は対象にしないで、必ず県予選会を経て、権利を得て出場する者というふうに限っております。しかしながら、2番目として、その他特別な事情がある場合は、別に村長が定めるということになっております。

予算は、教育費の社会教育費、保健体育費、負担金補助及び交付金で計上する。この内規は、平成17年4月1日から施行するという形であります。十分とは思っておりませんが、こういうような形で激励・奨励をしているところであります。

なお、例外的に、別に村長が定めるというのを今年度も1回ありました。これは、舟橋中学校の女子の卓球部が、舟橋としては団体で初めて県大会で優勝したということもありまして、北信越大会に行くときに、ごくわずかですが、激励費をお渡ししたというのがあります。いずれもこの内規に準じて行ったものであります。

次は、小中学校の生徒増に対する教室確保ということと、主に学校の施設等に対する整備についての質問であったかと思いますが、生徒増の教室確保については、ほかの議員さんからも一般質問として出ておりますので、そのときにお答えさせていただきたい

と思います。

今は、学校施設の耐震化ということについて、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

耐震化とは、既存の建築物の耐震性能を耐震補強、あるいは全面的な建てかえ、改築により向上させることと定義づけられております。

戦後、皆さんも御存じのとおり、校舎の不燃化ということで、1950年代、昭和25年ごろは、木造校舎を鉄筋コンクリート造りの校舎にすることが始まったわけがあります。そうして、生徒急増期の昭和45年ごろには、最高の状態でどんどん鉄筋コンクリート化になってきました。富山県でも校舎火災で生徒が亡くなったのもありましたけれども、この鉄筋化が進むことによりまして、校舎火災は極端に少なくなったわけがあります。

それと同時に、特別意識はされていませんでしたが、耐震化が向上するという効果も出てきたわけであります。しかしながらその後の地震学、耐震工学の進歩により、そのころにできた鉄筋校舎は、まだまだ耐震性に不十分な面があるということがありました。

1964年(昭和39年)に新潟地震、1968年(昭和43年)に十勝沖地震、この地震では、新築されたばかりの鉄筋コンクリート造りの校舎がかなりの被害を受けたわけであります。それで、耐震設計法あるいは耐震設計基準に問題があるということで、被害を受けた鉄筋コンクリート造りの校舎を、徹底的に被害事例の分析ということで実施されております。そして、1971年(昭和46年)には、国の耐震設計基準部分改定が行われております。その2年後、1973年(昭和48年)に舟橋小学校が完成し、6月に竣工式が行われております。ですから、一応耐震ということが言われて、恐らく震度5を想定した基準になっていると思いますが、基準の部分改定が行われた2年後に、今の舟橋村小学校ができたということであります。

それで、1971年(昭和46年)の改定でいくらかは耐震ということも考えられながら、鉄筋コンクリート化が進んでいったということでありますが、1976年(昭和51年)に舟橋村のこの庁舎が完成しております。そして、1981年(昭和57年)には、建築基準法に新耐震設計法が初めて採用されまして、それまでに建っている、要するに昭和57年以前に建っている既存の建物の中には、耐震的に問題があると言われました。それで、1970年代、昭和50年ごろに初めて既存建物の耐震診断方法というものが開発されたわけであります。そして、1987年(昭和62年)に、舟橋中学

校の新校舎が完成し、5月に竣工式が行われております。

じゃ、耐震診断方法ができたから、耐震診断が行われたかということ、ほとんど行われておりません。しかし、この舟橋中学校は震度7に対応する新しい基準後にできておりますので、何ら問題はないと考えられます。

1977年(昭和52年)ごろ、既存鉄筋コンクリート造り建築物に日本建築防災協会というのがありますが、そのころは日本特殊建築安全センターというところでありました。ここが耐震診断基準と耐震改修指針というものを出したわけでありまして。しかしながら、残念なことに、我が国の建築基準法は既存の建築物には適用されない。だから、耐震診断、耐震改修は設置者、所有者、要するに市町村に任されているということになります。

1980年(昭和55年)には、大規模地震対策特別措置法というものができ、これは東海地震を中心に考えられたもので、地域防災対策強化地域というものができたわけでありまして。そして、地震対策緊急整備事業というものがなされ、国の財政上の特別措置法に関する法律「地震財特法」ができ、公立学校校舎の耐震改修、補強に関して国からの補助を決めたわけでありまして、このときの補助率は2分の1、もしくは3分の2の適用がなされたわけでありまして。ですから、耐震化するのに予算ができたのは、昭和55年からであるということになります。

こういったことで国がいろいろやっているわけでありまして、これらは東海地震にかかわる地震防災対策強化地域 静岡県を中心とする東海6県で耐震診断と耐震改修が急速に進んだわけでありまして、それ以外は耐震診断、耐震改修は、先ほど言いました市町村に任されている関係でほとんど進んでいなかった。

そういった中で、ちょうど10年前、阪神・淡路大震災が起きました。このときには、小中学校あたりに被害が出なかったかのように考えられておりますが、その後、その年に公立学校の校舎の耐震ということで、この甚大なる被害を受けたことが徹底的に分析されたわけでありまして、このときに対象となった小中学校は631校、そして1970年(昭和45年)以前と1971年から1980年の間に舟橋小学校が建っています。それと1981年以降 舟橋中学校はこの分類に入ります に分けて倒壊、大破、中破、小破、軽微ということで分析した結果、1970年(昭和45年)以前に建った校舎は332校ありまして、5%の18校が完全にペしゃんこに倒壊し、7%の24校が大破し、人命にも被害が出ると言われる中破は27%で90校、ほとんど人命には影

響が出ないだろうと言われる小破が12%で41校、ほとんど軽微であったというのは48%で159校、これは1970年以前に建った建物で、ここには舟橋小学校は入っていません。昭和46年から昭和55年に建ったところでは、倒壊が1%で2校、大破が5%で9校、中破が24%で39校、小破が13%で21校、軽微が57%で95校、この631校の中に舟橋小学校ぐらいの年代に建った学校は166校あったわけであり、そして、舟橋中学校が建った年代の建物は、倒壊はゼロ、大破もゼロ、中破が8%の11、小破が5%の7、軽微が87%の115、ここに分類されるのは133校あったわけであり、

ですから、舟橋小学校は、今あのクラスの地震が来たならば、舟橋小学校クラスが100校あった場合に、1校は完璧につぶれる。大破、かなりの生徒の死亡も出るだろうと考えられる学校が5校、そして人命にも被害が出る可能性があるというのが24校、そして、人命にはよっぽど運の悪いものでない限り、被害は出ないだろうと言われる小破では13校、軽微で人命にはほとんど影響もないし、建物もちょっと部分的にと言われるのは57校と考えられる。もし舟橋小学校のクラスであれば、そういうふうになるということであり、

なお、何も建てた年代だけで強いかわかりません。近々建った今のホテルも姉齒建築士の偽装問題等で騒がれております。強そうに見えても、全く耐震性のないものや、ずっと以前に建っても耐震性の非常に強いものもあります。そういったことから、建てた年代だけでなく、構造耐震指標というものを出したわけであり、なお、そのときの631校は、本来であれば耐震診断がなされているべきところ、ただの1校もなされていなかったと。ですから、建ち残ったものについて、それから全部徹底して調べ、壊れたものについても、耐震性を検査した結果、昭和45年以前のは構造耐震指標が0.6以下である。そして、舟橋小学校の年代のものは、耐震指標が0.5から1.0である。そして、舟橋中学校の年代のものは、この指標は1.0以上で、最高は2.5、この2.5というのは決してあるものではありませんが、2.0ぐらいの耐震指標を持っている近ごろの校舎もあります。いずれにしましても、この結果から、0.7以上の耐震指標を持っておれば、校舎は倒壊あるいは大破はないということで、耐震診断が急がれるところであり、

1995年、阪神・淡路大震災、そして2年後の1997年には鹿児島県の薩摩地方地震、そして2000年には鳥取県西部地震、2001年には芸予地震、2003年に

は宮城県沖地震、同じくその年、宮城県北部地震、2003年には十勝沖地震、2004年には新潟県中越地震、2005年、ことしには福岡県西方沖地震というふうに、学校、校舎の被害の出ている地震が毎年どころか、年に幾つもあるという状態で頻発しております。不思議と言ってもいいくらい、阪神・淡路大震災も含めて、生徒が学校にいない曜日のものが1つ、そして生徒が登校していない時間帯に起きたものばかりで、ただ1つ、鳥取県西部地震のときは、生徒が学校にいましたが、学校の被害が大破等はなくて、1人もこの10年間でも校舎倒壊等にかかわる地震の被害は出ていないという、これはただ運がいいというだけであるというふうに言われております。

1995年、ちょうど10年前の6月には地震対策特別措置法、そしてその10月には、既存建築物の耐震改修の促進に関する法律ができて、地震防災緊急事業5カ年計画ができました。全国の公立学校の改修補強に対して、初めて国の補助が2分の1出るという規定ができたわけであります。これによって初めて耐震改修は全国に普及し始め、そしてこれと同時に、一定規模以上で多数の者を収容することのある建築物を特定建築物と決めて、所有者、管理者に耐震改修の努力義務をつけたわけであります。

舟橋村では、小学校、そしてこの庁舎も考えられます。あと会館とか図書館あたりは十分耐震構造になっておりますから、何の心配もないと考えます。私の地区の舟橋村の公民館も、この特別建築物にあたるのではないかというふうに考えております。

そういった中で、国が現在、特にことしであります、住宅建築物の地震防災推進会議というものがあまして、国土交通大臣に提言したことは、国としての支援策の強化、特定建築物の範囲の拡大、改修の義務づけを行ったわけであります。

1971年以前に建築されたものは、緊急に耐震化の必要があるから実施しなさいと。1881年以前のものについては耐震化が急がれる。1981年以前に建築されたものを調べてみましたところ、今全国に13万棟、学校関係がありますが、1881年以前のもはそのうちの65%である。そして、この13万棟余りの中の近々建ったものは35%、耐震補強になったものが15%、全く未対策の校舎は13万棟余りの50%で、6万7,000棟ある。そして、その中で耐震診断の結果、耐震性が不十分だというのは15%、全く耐震診断が実施されていないものは、13万棟余りのうちの35%であるということであります。

それでは、これからはどうすればいいか。ことし言われていることは、まず地震の防災対策の推進をしていくために、目標を定めて行動計画を立て、そして事業化する。そ

して経費の試算と公表を行うということを言っております。

それでは、全国のすべての耐震化になっていないところを対象にすると、7,700万平方メートルあるそうで16兆円かかる。じゃ、そこで耐震改修をしたらどうか。そうすれば、その経費は4分の1から3分の1でできる。しかし、今提言されているのは5年間で3兆円。そうしますと、年間6,000億円の提言をしているわけでありましたが、現在、公立学校の施設の整備費は年間1億2,000万円ではない。ということは、今言っている5年間で3兆円、年間6,000億円は、現在実施されているものの4倍ということになりますから、なかなか実現しない要望なり希望ということになると思うわけですが、将来を担う児童生徒が一日の大半、学習や生活の場としている学校であり、また緊急時等の村民の避難場所あるいは防災の拠点となるところであります。それだけに、耐震診断不実施であるということは、何かあったら、いろいろと言われる面があるというふうを考えるわけであります。

それで、近々建っているものは、耐震だけじゃなくして質的な面の充実も、校舎をつくるときに考えあわせて実施していただきたいということも言われております。

原則は、設置者である市町村が整備をするわけでありませんが、ここで国は一定の責任で負担と補助をする。そして、地方の負担分は地方債なども使われるということであります。昭和55年の国庫負担補助金は5,929億円ありましたが、平成16年、昨年度は、国庫負担補助金は1,421億円で、4分の1。一番新しいデータで、ことしの4月1日現在で、耐震性の確認された小中学校の校舎は51.8%である。

じゃ、舟橋小学校は、先ほどからも言っておりますが、新耐震基準施行以前で32年経過している校舎である。建築後20年以上経過しているのは、全国で72.9%、建築後20年未満の建物が27.1%、こういったことになっておりますが、しかし実際半分は耐震化がなっていないわけで、その進まない理由として、いろいろ地方自治体に聞いたところ、7割は耐震補強事業の予算的な措置がない。そして6割は耐震診断経費の予算もなかなか計上できない。そのほかに少子化の問題、市町村の合併による学校の統廃合等、いろいろとこれを進ませない理由もあるようであります。

そこで、舟橋小学校の校舎の耐震化の経費を計上するというをやらなければならぬわけでありませんが、こちらで仮にやってみたものでいきますと、13普通教室対象の規模の学校と考えたときに、全面的に建てかえるということでありまして、国庫補助は、校舎で2億4,000万、体育館で4,750万、それから起債で校舎が1億8,

000万、体育館が3,560万、一般財源で7億9,690万ほどかかって、実際には1億3,000万はかかるであろうというふうに試算してみました。

それから、校舎の新增築、要するに足りなくなってきた分を基準に合わせてつくりますと、国庫補助で1億3,500万、体育館1,870万、起債で校舎が1億100万円、体育館が1,400万円、一般財源で1億6,530万円、合計4億3,400万円の規模になるであろうと考えられます。

そしてまた、現在の小学校のある校舎を耐震構造に改修する場合については、国庫補助は補強に対して3,700万、大規模改修で6,100万円、起債で補強で2,770万円、大規模改修で4,570万円、一般財源で1億6,160万円、合計3億3,300万円。これは新しく校舎を直さないで、校舎の不足分を建てて耐震補強をした場合にはこれだけかかるであろうと試算したわけでありまして。

結果的には新しく建て直さないで、教室も生徒の急増期に合わせて増築し、そしてある部分を耐震化するというのであれば、合計5億4,900万円かかるのではなからうかというふうな試算をしてみたわけでありまして、実際、教育委員会としてはこういったことの心配ではなく、要するに懐ぐあいをそんなに心配しないで、安全・安心とか、教育効果とか、いろんな立場から堂々と教育委員会で話したことを申していいいわけでありまして、あまり世間知らずだと言われてそしられても困りますのです。財源の厳しい中でどうすればいいかということをいろんな立場から検討しているわけで、教育委員会としましても、この前はいろいろと後で述べますが、特別教室の転用ということで対応したい。そして耐震化については、平成18年度に十分勉強して、村にもお願いし、行政並びに議会、議員さんのお力でプロジェクトチームなどをつくるなどして、単に質問ばかりじゃなくして、実際にいつごろまでにどういう予算をためて、どういうふうに実施するかということをやってもらわないと、こちら側だけでやっても進まない話ではないかということです。ちょっとくどく述べましたが、いずれにしても、近い将来、本当に実現しなければならない課題でなかろうかというふうに思っております。

答弁を終わります。

議長（中田文夫君） 嶋田富士夫君。

4番（嶋田富士夫君） 塩原教育長にはありがとうございました。

それでもう1つ、村長に質問してあります稲荷古海老江線の歩道の件でございますけ

ど、返答をもらっていませんので、お考えをお願いいたします。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 答弁漏れがございまして、大変失礼いたしました。

この幹線道路といいますが、稲荷古海老江線につきましては、議員さんも御承知のとおり、以前に計画があったわけです。それは、今開通しております団地の中も同じスタイルといいますが、片側歩道で改良するという計画でございました。

しかし、御承知のとおり、今年の5月に芦原地内の県道岩峯寺大石原水橋線が立派なバイパスとして完成をいたしました。これは舟橋の役場を通りまして、そして警察官舎の隣りを通っていきます。学校の横を通って、幹線村道でございまして、海老江東芦原線とつながるわけでございます。そういった状態を見ますと、財政多端の折でもございますし、もう1つは、やっぱり今後の交通量の増嵩といいますが、状況を見まして、どのようにやればいいのかということ考えておられますので、しばらくの時間と、もう1つは、そういった状況を見極めさせていただきたい。このように考えておられますので、どうか御理解のほどをお願い申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 2番 前原英石君。

2番（前原英石君） 私は、12月定例議会において、通告してあります2点、小学校、中学校の今後の児童生徒数の推移と特別教室についての質問と、駅南駐車場の利用方法と駅前の路上駐車による危険性についての質問をいたします。

昨日ありました全員協議会の中でも、村長、教育長の説明と重複する点、また今ほどの嶋田議員さんの質問と類似する点もあるとは思いますが、再度確認の意味を含めて質問をいたしますので、簡潔かつ明快な答弁をお願いいたします。

では、1点目の質問に入ります。

小学校、中学校の今後の児童生徒数の推移と特別教室について、本議会において、小学校の教室改修に約1,600万円余り、また中学校の教室改修には600万円不足の予算が補正で組まれておりましたが、この改修工事は平成18年度の新入学見込みの児童生徒数を想定しての改修と思われますが、平成18年度以降についての生徒数の推移予測は、当局としてどのように想定しておられるのか。また、今回、小中学校で2,000万円以上の補正を組んで改修されるわけですが、今後、教室不足となった場合のことも考慮しての今回の改修なのでしょうか。

現在、財政的にも大変逼迫した状態にあるということも十分に理解はしておりますが、その都度その都度の応急的な改修工事ではなく、厳しい財政の中であっても、できる限り将来を見据えた形での改修なりを考えていただきたいと思います。

今回の改修で、小学校は11クラス、また中学校は5クラスに対応できると聞いておりますが、現在売り出されている宅地が完売した場合に、40人になるかならないかのような微妙なクラスが幾つかありますが、近い将来、この特殊学級を含めた11クラスで対応できるのか。また、中学校についても同様で、5クラスで今後の対応は可能なのかを、将来的なことで十分に予測はつかない点もあるとは思いますが、今回の改修でもクラス数が足りなくなった場合、どのような形で対応していこうと考えておられるのかも含めて、可能な限りで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

また、小学校においては、今回の改修工事で図工室、作法室のような特別教室が普通教室となり、図工室、作法室がなくなると思われるわけですが、そのような特別教室が小学校からなくなることによって、今後の授業への弊害や影響はないのでしょうか。また、今後そのような教室が必要になった場合には、どのような形で対応をしていかれるのかも含めてお聞きします。

続きまして、2点目の質問は、駅南駐車場の利用方法と駅前の路上駐車と危険性について質問いたします。

舟橋村立図書館は、平成10年にオープンして以来、村内はもちろん、村外からも多くの利用者が訪れる舟橋村が誇れる舟橋の顔となっております。図書館への車の来館者は、平日1日平均約180台程度、そのうち本のための返却で車で訪れられるのが約70台程度だそうです。返却のみの場合は、車の駅前での停車時間は数分程度で、さほど問題にはならないと思われませんが、残りの約110台分の利用者が実際に図書館に入館して利用しておられることになるわけですが、その利用者は平均滞在時間約30分だそうです。また、これが土曜、日曜ともなれば、1日平均300台程度、そのうち返却のみに車で訪れられる利用者は100台程度。ということは、残りの200台は、実際に入館して利用しておられる利用者だそうです。また、日曜日の場合は、平均滞在時間は1時間半から2時間だそうです。

このように、図書館に車を利用して訪れられる利用者が非常に多いということもあって、駅前周辺の路上駐車も多く、交差点内や横断歩道の上にも駐停車している車も頻繁に見かけております。中には、先ほど話をいたしました。滞り時間の関係もあり、長

時間にわたり停車している車もあるようです。これが夕方の帰宅ラッシュともなると、帰宅者の送迎の車と利用者を含めて、駅前は大変混雑している状態です。これらの車が小さな子どもを含めた歩行者の歩行の障害、また車の障害にもなっており、事故の危険性も非常に高いのではないかと感じております。

駅前での駐停車については、平日、駅南駐車場なり、村で管理している駐車場はいつもほぼ満車であり、車を止めようにも止めるところもないというのが現状で、いたし方ないところもあると考えるわけですが、今後、事故などの危険性の面からも考えて、このままでは決してよいとは思われません。原因の一つにある図書館利用者のための専用の駐車場がないということについて、村長はどのように考えておられますか。

現在までに駅南駐車場の駐車料金の徴収の是非などについては、幾度となく議会や協議会でも論議されてまいりましたが、結論はまだ見えない状況にあると思います。

しかし、駅南駐車場の利用方法については、駐車料金の徴収の問題とは関係なく、早急に図書館利用者や商工会、それらに関する施設を訪れる人たちの駐車スペースの確保が必要と考えられますので、早急に駅南駐車場の利用方法の改善を考えていただきたいと思っております。

そこで、私が考える駐車スペースとは、土曜、日曜は図書館利用者が多くても、南駐車場があいているので、問題はないと思いますが、平日は図書館利用者のためのものとして、1日で返却以外で図書館を車で訪れられている約110台分の15%から20%程度、台数にして15台から20台程度のスペースが必要と考えています。

なお、舟橋村村民駐車場についても、許可証なしで駐車している車もたびたび見かけておりますが、今後の管理方法はどのように考えておられるのか。

以上について村長にお聞きします。

また、補足ではございますが、舟橋郵便局の駐車場についても、平日5時以降、また土曜、祭日については、図書館や駅周辺の施設を利用する車が駐車しているために、本来利用されるべき郵便局の利用客が郵便局の時間外にATMを利用したり、ポストにはがきを投函したくても、郵便局の駐車場には車を止めるところもないと困っておられる住民の方もおられると聞いております。

以上のことについて明快な答弁をお願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 前原議員さんの駅南駐車場の利用方法と駅前の路上駐車による危険性についての御質問にお答えしたいと思います。

先ほど議員さんが大変詳しくお調べになられまして、ご指摘をされたとおりで私は認識しておるわけでございます。本当に遺憾だと思っておるわけでございます。

私は、今回の定例議会の提案理由説明に先立ちまして、地権者の理解を得たので、駅南駐車場は有料化するということで検討していることを御報告させていただいたわけでございます。

そういうことで、そういったことを踏まえまして、全体的な視点から、今御指摘あった状況を改善したいというふうに思っておるわけでございます。特に土日の図書館利用者のマナーの向上策とか、あるいはまた駅前道路の安全対策、そして駅南駐車場の有効利用方を十分検討してまいって適切に対応していきたいと、かように考えております。

そういうことで、議員さんの御提案を生かしながら、駅周辺の環境を整えるということに万全を期したいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして、大変簡単でございますけれども、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 塩原教育長。

答弁は簡潔に願います。

教育長（塩原 勝君） 答弁は簡潔にということですので、それではお答えいたします。

舟橋小中学校の児童数、生徒数についてであります。大体、平成30年ぐらいまでを自分なりに資料でつくってみました。それで、来年度は小学校が9クラス、プラス特殊2、中学校は4ないし5、なぜかという、今の6年生が39名で、昨年度も39名が新年度に入ったら41名、2クラスとなりましたので、そういったことから予想しますと、ひょっとしたら、中学校は1年が2、2年が2、3年が1という可能性があります。

それで、以前に一度つくったときには、どんどんどんどん増えて、ずっとそういうふうなイメージもあったかと思いますが、それなりに以前よりも詳しく調べてみますと、平成24年になったら、もはや小学校の1年、2年、3年は1クラスずつになってきます。平成28年には、小学校はもう完全に6教室だけで十分になります。中学校は、このときはまだ5。平成30年には、小学校は6で、中学校は3というふうに見ています。

しかも、いろいろとほかの資料を見ても、今舟橋の人たちの平均年齢は37歳とも言われておりますが、これが順番に年をとってどんどん上がっていくものではなくて、年配の人はやはりそのうちに、私も含めて亡くなっていくし、また新しく生まれましますから、急激には平均年齢は上がっていくものではありませんが、しかし舟橋村も着実に高齢化社会を迎えることは間違いありません。

それで私の考えでは、舟橋は、今の人口の割に異常に児童生徒並びに就学前の子どもたちの数が多いわけで、やがて落ち着いたらどうなるかということ、住民100人に対して1学年1人ぐらいが、それでも全国平均から見ると多いと。ということはどうかということ、舟橋が2,800の人口であれば、1クラス28人ぐらいに落ち着くと。それがもう10年後には見えている。そして、それから後はひょっとしたら今の子どもたちがやがて家庭を持つころに舟橋にいるかどうかということも疑わしいわけで、ひょっとしたらもっと極端に生徒数が減って、年配者ばかりになるような舟橋村になるのではないかというような見通しを、専門家に一度つくってもらった必要があるのではないかというふうに考えております。

そういったことで校舎の問題になってくるわけですが、今10年もたないうちに非常に生徒数が減るといって、果たして全面的な建てかえや、増築その他のことを今やっていいかどうかということで、今、小学校だけでも十分に12教室を想定して建て増したら、2億円以上はかかるわけでありまして。中学校も6クラスを想定して建てたら、1億円以上かかるわけでありまして。

そういった中で村の教育委員会では、一応厳しいけれども、限られた条件の中で、特別教室を転用して対応するというにしたらどうかということで、それによってほかにいろんな問題が起きないように工夫し合い、知恵を出し合って頑張ろうと、そういったことに協力してもらおうというようなことで考えたわけでありまして。

なお、参考までに述べますが、舟橋村の校舎の対応で、教室をプレハブみたいな「ダイワフラットスクールタイプ」という軽量鉄骨造りの平屋建てを3クラス分で9メートル掛ける7メートル、そして特殊学級の2を想定して、4.5メートル掛ける7メートルのものを3年間リースしたらどうなるかということ、実際にはすべてで3,570万円かかります。ということは、1年間に一千何百万がリース料として取られるということになります。もちろんこの後、これ以上のリースの数が必要になってきますし、3年間で済むわけではありません。そうすると、かなりのお金を失うことになります。

そういった中で、改修工事で賄ったらどうなるか。3階の作法室に441万円、図工室が357万円、3階児童室が441万円、そして2階の普通教室を間仕切りして2教室の特殊学級の部屋を考えると472万5,000円ということで、1,711万5,000円かかるということになるわけでありませぬ。

なお、舟橋中学校は4クラスになるか、5クラスになるか不確かであると。5クラスになるということがわかれば、3月の初旬から工事に入りたい。万が一、間際になっても、特別教室を授業をやりながらでも、それに対応するようにしていくというところで、作法室を普通教室に転用するための改修には630万円かかる。そして、やがて完全に6クラスになったときには、格技場を普通教室にして、そして特殊学級もできてきたら、それにも対応するというようなこと。そして、格技はもちろんやらなければなりませんから、ほかのところに畳を敷いて柔道等をやるというようなことを考えたときに、このお金が1,407万円、ですから中学校では2,037万円かかるということになるわけでありませぬ。

そういったことで、現在のところ、教育委員会としては、特別教室の改修で乗り切ったらどうだろうかということを考えて予算を計上していただいたわけでありませぬ。

さて、今の質問の関連の中で、普通教室をつくるのに特別教室をつぶしたら、教育効果は下がらないかという質問であったと思ひます。

実際のところ、私は庁内でちょっと失礼な質問だと。これらは教育委員会が考えるべきことではなく、教育委員会はそうあってはいかんということで話ししてきているのですが、結果として急増期を迎える間際になって、こういうことをしなきゃならぬような状態では、今まで何をやってきたのかということになると言っておったわけでありませぬ。いずれにしても、今そういったことを言っている時期ではないということで、小中学校には極力そういったことに配慮し、効果を上げていただくことを考えているところでありませぬ。小学校では、図工室で実施していることは普通教室でやれる。しかし、机等が傷むので、それを保護するために、何らかのことを考えていきたいということなどを言っております。なお、作品の一時保管やそういったことについても、これから棚などの整備で何とかできるでしょうということでありませぬ。

それから、礼法室は誕生会食や英語活動等に使用していたので、非常によかったところですが、これも工夫すれば、教育効果を下げないで、普通教室その他で実施できる。それから、今までの教育相談事業とか児童会の活動等も普通教室で実施するということ

で、しばらくの間なのでお互いに譲り合っているといいですか、我慢して行うということを書いております。

それから、中学校では、確かに今回の多目的なスペースを普通教室に充てたことについては、安上がりで非常に広いすっきりとした教室ができて、この面はメリットとして見ることができる。しかし、平成17年度に実施した多目的室の改修については、これまで生徒集会、保護者懇談会、ミニ講演会、その他いろんなことで有効に使われていた部屋が教室になったために、それらのことをすべて体育館で行わざるを得ない。やはり声が届きにくいし、生徒たちはちょっと散漫になるといったこととか、あるいは冬季間の暖房等にも問題があるので、我慢はできるけれども、影響がないわけではないということでもあります。

それから、これから後の調理室を教室にということについては、会館の調理室を使わせていただきたいと。調理の実習ばかりが授業でないわけで、そういったことで実習等のときにはそういうふうにしたいと。それから、いろんな集会などは、ランチルーム等も利用していきたいというようなことも書いております。

なお、中学校も生徒増になりますと、昨年度、一度だけランチルームで食事をさせていただきましたが、今が目いっぱいあります。恐らくランチルームは、一斉には利用できないというスペース不足が発生しておりますので、この面の増築といたしますか、それも絶対に必要であります。

言ってみれば、家を建てて、やがて子どもができた。そして個室が欲しい、勉強部屋が欲しいとなってきたら、建てる余力がなかったら、書斎とか客室とかを子どもの部屋にしたりして、お互いに譲り合っていくしかない。しかし、それが正常かというと、ひょっとしたら正常でもないかもしれない。そのときには、子どもたちをひがませないために、いろいろと夢などを与えながら頑張らせるということしかない。子どもの部屋に転用したために、おれの使う部屋がないとあって、文句を言ってみても始まらない。これはやっぱりお互いに協力し合って、夢を実現するために、我慢するところは我慢しなければならないというふうに思っているところであります。

そういったことで、学校とも密に連絡をとって、教育効果等が下がらないように考えていきたいというふうに思っています。

以上で答弁を終わります。

議長（中田文夫君） ここで、暫時休憩します。

休憩は10時45分までとします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中田文夫君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 今回は、2点について質問させていただきます。

第1点目は、公務員給与の設定についてでございます。

最近、民間会社と比較すると、公務員の給料が高過ぎると指摘されております。

先般、11月28日に行われた臨時議会で舟橋村職員の給与に関する条例一部改正の件で、これも富山県人事委員会の勧告であります。公務員給与の逆較差0.34%解消のため、給料表扶養手当の引き下げであります。また逆に、期末・勤勉手当の引き上げ0.05カ月分であり、全体的に見ても、あまり差がないようでございます。民間の場合、業績が悪くなれば給料がカットされ、また解雇になる場合がありますが、公務員は年功序列型賃金なので安定しております。平成18年4月から、約50年ぶりに給与構造の抜本の見直しがなされ、給料表の見直し、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映などと大改革になりますが、最近、県や各市町村において指定管理者制度を導入し、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービス向上を図り、経費の節減などを行っております。

このように、行政も民間の力が不可欠になってきており、今後は民間のように公務員も能力給を取り入れ、職員の活性化に努めるべきではないだろうか。村長の考えをお聞かせください。

2点目でございます。

舟橋村の未整備地区に関して、今後どのようにしていけばよいか。

今まで村は、人口を増やすために宅地造成を積極的に行ってきました。その結果、10年前に1,658人だった人口が、本年10月現在では2,735人と1,000人以上の人口増となり、他自治体では少子高齢化が進んでいますが、本村は若い人たちが

が増え、村の活性化につながっていると思います。

しかし、その反面、10年前、約200ヘクタールあった水田面積は、現在約177ヘクタールと各地区で水田面積が減少したことで、農業をする意欲も薄れてきているように思われます。

また、現在の舟橋村における所得割の84%以上が給料所得者であるのに対し、農業所得者は0.1%しかありません。

さらには、農業後継者の不足から、放棄田も出てくることも懸念され、それが病害虫の発生につながり、米の等級にも影響を与えかねません。今後は、米の価格も下がる傾向にあり、農業経営はますます難しく、大規模経営や集落営農などを行うことで、コストダウンを図らなければなりません。しかし、本村には未整備地区があります。金森村長は、今後、宅地をこれ以上増やさないと考えておいでになるようですが、今後どのような対策をなされるのか、村長の考えをお聞かせください。

以上です。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、公務員の給与の設定についてでございます。

議員の御意見の趣旨につきましては、民間企業と同様に社会経済情勢に見合った賃金体系で、自治体も職員給与体系の是正、いわゆる見直しに努めるべきでないかということだと私は理解しておるわけでございます。

先ほど議員さんもおっしゃったとおり、去る11月28日に開催いたしました臨時議会におきまして、職員の給与を県人事委員会の勧告どおり、0.34%引き下げる条例の可決をいただいたところでございます。

御案内のとおり、地方公務員であろうが、国家公務員であろうが、それぞれの法がございまして、法律に基づきまして、職員の身分が保障されておるわけでございます。そういったことも踏まえまして、給与におきましても、やはりその原則を貫いておるわけでございます。それぞれの団体が所轄する人事委員会の勧告を遵守いたしまして、それぞれの給与改定や給与を定めておるとというのが実態であります。

しかし、議員さんもおっしゃったように、国のほうでは平成18年度から国家公務員の給与構造改革、具体的には公務員給与がそれぞれの地域の民間賃金水準により適正に反映せよという趣旨から、俸給表及び俸給制度の見直し、勤務実績の給与への反映など

が打ち出されたのであります。

こういったことを踏まえまして、今後十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

参考までに御報告させていただきますけれども、我が村の職員の給与の実態はどうかということで、若干お話をさせていただきたいと思えます。

給与水準をあらゆる指数といたしまして、ラスパイレスという数値がございます。これは国家公務員の給与を100とした場合に、それぞれの自治体の職員の給与がどのような位置にあるのかを示す指数でございます。それからお話しいたしますと、本村の職員のラスパイレスは、平成15年度には92.6%、平成16年度は90.9%、平成17年度、要するに今現在、給与改定いただいた時点での指数は87.8%というように、年々低下している状況にあるということもひとつ御理解いただきたいなど、このように思っているわけでございます。

次に、舟橋村の未整備地区に関して、今後どのようにしていけばいいのか、村長の考えはどうかという問いであろうと思えます。

議員が御指摘のとおり、未整備地区は2カ所でございます。私は、その未整備地区につきましては、それぞれの地区の方々がそれぞれの立場でいろいろ議論されまして、その結果が今日だと私はそのように思っておるわけございまして、やはり皆さん方が一致協力されて、どのように将来の農業経営があるべきかということをも十分話はされたと思えますけれども、結果的には合意に至らなかったというものであろうかと思うわけでございます。

しかし、御案内のとおり、8月に発足いたしました「舟橋村の農業を創造する会」から、後日、今後の舟橋村の農業の指針となる提言がされると私は思っておるわけでございますが、いずれにいたしましても、それぞれの地区での合意形成、要するに皆さんがそのようにやるんだという一丸となったものが一番重要だと私は思っておるわけございまして、今後ともその提言の内容を議会に報告いたしまして、議員の皆さんとよく相談いたしまして善処してまいりたいと、かように思っておるわけでございます。

議員におかれましては、地区の代表者とされまして、積極的にこの問題に取り組んでいただくようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 公務員の給料の設定の件でございますが、これは人事院勧告とい

うことで理解はできるわけですが、私が先ほど言った中に、年功序列型賃金であるということに関しまして、一人一人の職員にも、若い人でも頑張って力のある人もおりますし、年齢がたっている、そうじゃない方もおられるかもしれません。そういう者に関してどのような評価をするかということをお聞きしたいわけですが、その件に対して答弁がなされていないと思いますので、村長の考えをお聞きしたいわけですが、

2点目ですが、未整備地区、確かに村長が言われましたとおり、私の地区でももちろんそうでございます。ただ、そこにおいて、村長は、「宅地をこれ以上増やさない」と日ごろ言っておいでになります。その面と、先ほど学校の子どもたちのこれから先10年後、人数が少なくなるということをお聞きすると、舟橋は将来独立しなくて、このままいくならどうするか。合併するという考えもあるかもしれません。でも、将来的に10年後は少なくなるなら、何らかの対策をしなければならない。村長は今、本当の目先だけの、例えば学校の問題、上水道の問題を目先だけ考えているように私は思うわけですが、先ほどのとおり、10年後にはこういうふうには子どもたちが少なくなるんだ。なら、村を活性化する方法はどうするのかということをお聞きすると、やっぱり宅地造成というものを含めながら考えていかなければならん問題もあるかなというふうにお聞きします。

それともう一つ、いろいろ部落の中で審議されているわけですが、基盤整備をすれば、国が50%、県が27.5%、そして市町村が11%、農家が11.5%という数字で、これはずっと変わらないかと思っております。そういうことも含め、村としてもそういうものに対しての、ほかの地区では整備をやっておられるわけですから、やっぱりお金を出さなければならんということは現実だと思っております。

もう一つは、区画整理という話も出ております。そうすると区画整理はどういうことかということ、私もまだ勉強不足ではございますが、将来的には宅地ということも含めながら進めていく。上水道を完備し、道をきれいにし、田んぼができるところは田んぼをするようにし、工場誘致なり、またいろんな施設を誘致するにしろ、すべてそういうものを考えていかなければなりません。その場合において、やっぱり村の補助、援助というものは必要であると思っております。村長はそのへんをどのように考えておられるか、ひとつお聞きしたいなというふうにお聞きします。

以上です。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

まず、公務員の給与の評価の中に、能力主義というお話があったわけでございますけれども、これにつきましては、私一人といいますか、これに取り組む環境というのは非常に大変だと思っておるわけございまして、きのう、NHK番組で鳥取県がやっている。あるいはまた和歌山県が県単位でやっておる。市町村単位で今はやっていないということでございますけれども、いずれはそういうふうになると思います。今、国家公務員の給与にかかわる人事委員会のほうでそのように取り組んでおりますので、そういったマニュアルというものは、私は来ると思います。

そういうことで、いずれにいたしましても、そういう時代に来ているということは認識しておるわけございまして、どのような視点から、どのような内容でどうするかという具体的な取り組みにつきましては、まだ行っていないということを私は申し上げているわけです。遺憾だということでございますけれども、それは今後の課題と私は受けとめておるわけございまして、それはいいからすぐ採用できるというものではないと思っておりますので、そういう点は、十分議員さんの御意見を踏まえまして検討してまいりたいということをお話を申し上げたわけございまして、全くそういうことはおろそかにしていないということをお話を申し上げたいと思います。

次に、今後の舟橋村の大きな課題であると思っておりますが、確かに私が担当といいますか、加わっておりましたけれども、第3次の総合計画の中に、一つの人口を位置づけた。平成13年にスタートしまして、平成21年までの10カ年計画でございますけれども、その人口予測の設定は3,500人としておるわけございまして、その中での動きが急速に学校問題でいろいろと出てきたということでございます。今おっしゃっておるように、未整備地区云々というよりも、舟橋村は、今後、独立独歩の道を進むということを私は言っております。となれば、今後の10年間というものはどうなるのか、それ以降はどうかという大きな課題でございます。これは、やはり平成13年度につくられ、スタートいたしました第3次総合計画の見直し等も含めていかなくちやならんと私は思っておるわけでございます。

そこで、もう一度、三鍋議員さんの話しあったことを私は言うわけでないんですが、今の10年後、生徒を2学級の児童にするような人口をどれだけにはかるかといいますと、先般、ちょっと資料をもらったわけでございますが、少なくとも、大体7,000

人という数が出るわけです。現在の2倍以上の人口を張りつけないと、10年後に2学級に対応できないという数字が出てくるわけです。

そこに、ただそれだけの問題で済まないわけです。宅地化すれば、それだけの税収が入るといってなしに、先行投資が必要なんですね。道路も必要でしょう。下水道も必要でしょう。その他があるんです、保育所も。ですから、そのようなことをできる環境にあるのかということなんですね。

国は、三位一体改革で地方の時代だと言っておりますし、地方分権だと言っておりますけれども、要は今現在の住んでおられる方々が10年後どうなって、生活できることをするのかということも、一つの行政の考え方でなかろうかと私は思うんです。

合併をしない選択をした我が村は、今現在2,700人おいでになる方々の10年後の幸せを考えるのが、私は一番ベターでないかと現在考えておるわけでございまして、次の10年は、総合計画を新たに策定いたしまして、その中でどうあるべきかということも一つの考え方でないかと私は思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、未整備地区の方々のことを私は言うわけでないんですけれども、現在に至ったということは、それなりに行政も資本投資しておるわけです。国土調査法に基づいて一筆一筆、面積も調べてあるわけですね。そして、それに基づいた圃場整備 当時は圃場整備と言いましたけれども、その青写真もかなりのお金をかけて、皆さん方に提供しておるわけですよ。しかし、それを選択されなかった、行わなかった、実施しなかったということも事実なんですね。

ですから、いい悪いは別といたしますけれども、そういったことも皆さん方も考えてもらわなくちゃならん。そして、今までそのようなことを行政側が一方的に怠っていたのか、何もしなかったのか、こういうことも踏まえて、私は先ほど言いましたように、合意形成が大切だと。私たちはこうやるから、行政も何とかという話なら別ですけども、行政が今までこうしてやりましょう、あげましょうといっているんな話をしたけれども、乗ってこなかったという事実もあるわけですから、そういう点も踏まえて、皆さん方と今後とも協議を続けることはやぶさかでございますけれども、一方的に行政が怠ってきたということではないというふうに御理解いただきたいと思うのが実情でございます。

そういう点を含めまして、三鍋議員さんも地区の代表者とされまして、十分いろんな御意見を投げかけていただきたい、御提案もいただきたい、かように思うわけでござい

ます。私も一生懸命その施策に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 三鍋芳男君。

3番（三鍋芳男君） 1点目はもう理解できましたんですが、今の2点目でございますが、私は、そういう話はされたということを否定しておるわけではございません。ただ私がお聞きしたいのは、やっぱり予算的にもかかる問題がございます。お金がどうしてもかかります。どういう形にしる、厳しい財政の中ではございますが、そのへん、予算的にもある程度のめどとか、いろんなことを考えていかなければあかんもんですから、村長としては漠然としたような答弁にしか聞こえないもんですから……。私らもその地区に関しては、地区も努力しなければならんということは当然わかっております。ただ、いろんな面でお金もかかる面をどういう形であろう、我々は一丸となって、部落もそう、行政にもお願いすることがあるかと思えます。

それから、農業検討委員会の中でも、3月には結論は出すと言っておいでになります。が、何しろある程度全体がバランスよく均等に公平にならなければ、いろんな面で難しい面が出てくると思えます。特に村も予算的に援助しますとか、そういうような点について、私はお聞きしたいわけでございます。その点をひとつよろしくお願いします。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 三鍋議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃっておる趣旨は十分理解できるわけでございますけれども、先ほど私がくどいことを言いましたけれども、皆さんが合意された事業がどういう事業なのか。要するに、国の目的とする圃場基盤といいますか、そういった事業にどう取り組まれるのか、あるいはまた県単独事業でやられるのか、あるいはまた団体営でやられるのか。いろんな事業の手法によって違って来るわけでございます。例えば国の手法でやりますと、国の補助金もあり、県の補助金もありとなりますと、当然村として、行政機関として、放っておけないわけでございますので、それは時代に見合った補助率の適用になると思えます。これも議会の皆さんと御相談申し上げまして、将来に向かって地域が成り立っていくような方策をとるのも行政の役割だと思っておりますので、その時期に適切な補助体制というものは考えていかなければならんというふうに考えておりますので、今後ともそういうことも私は考えておるということを御理解いただきまして、答弁にかえさせ

ていただきます。

議長（中田文夫君） 5番 竹島ユリ子君。

5番（竹島ユリ子君） 私は、通告してあります2点について質問いたします。

1点目は、通学路の安全について、2点目は、村民憲章賞制度の創設について、村長、教育長にお尋ねいたします。

質問の第1点といたしまして、通学路の安全について。

どう守る通学路の安全について、教育長にお尋ねいたします。

11月下旬から子どもたちが連れ去られる凶悪事件が相次いでいます。また、県内では、わいせつ目的で女子中学生誘拐事件が発生し、新聞紙上をにぎわせているわけですが、あまりに頻繁な心痛む事件の連続で、過去における犯罪が比較的少ない当村においても、住民の皆さんにおかれましては、不安が漂うと同時に、決して対岸の火事として済ませることのできない心境であろうと思われれます。他人事ではない、地域ぐるみでのさらなる防犯意識の啓蒙が必要不可欠な現況と思われれます。

被害者となり得る子どもたちにおいては、現在も過去もさほど変わることはない日々の行動パターンとして、登下校中ばかりではなく、戸外での活動時間は決して少なくありません。次代を担う子どもたちの安全をいかに守るか、これも特に昨今、行政に課せられる大きな責務であると考えます。

戸外での犯罪から身を守るためにも、クラブ活動などで下校が遅くなる子どもたちには、防犯ベルを携帯させるなどの対応。

本村では、登下校時の安全確保をさらに徹底するため、巡回活動の強化、そして舟橋村安全見守り隊、上市警察署、舟橋村警察官駐在所連絡協議会、そして舟橋村安全なまちづくり協議会の設立を受けての会員の皆様方のパトロールなどにより、地域の子どもたちが安心して下校できるよう、三位一体となつての巡回活動を進めていらっしゃいます。ぜひそれぞれの活動内容や活動方法を報告していただき、児童に見守っていると実感してもらい、感謝の気持ちをはぐくんでもらうとともに、いざというときにどう行動するか、考えさせることも必要なのではないのでしょうか。

一方、学校での安全教育の面では、集団下校時に教職員や見守り隊の皆さんが児童と一緒に地域内を歩きながら危険箇所などを確認し、校区内の安全マップを作成し、さらに独自の防犯テキストなどを作成していただき、授業の中での繰り返しの指導、授業参観においてもテキストを活用しながら、集団下校の徹底や巡回活動を一層活発化させ、

安全教育の授業を実施し、子どもに防犯力をつけさせる安全対策の強化に努めていただきたいと願います。

子どもの安全対策には、今では警察力だけでは限界があります。学校や地域と連携を強める以外にありません。学校・警察・住民、これを称して三位一体と言わせていただきたいのですが、地域の実情に合った対策の確立に向け、それぞれの知恵を絞る必要があると思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

質問の第2点目、村民憲章賞制度の創設について。

人材育成のための村民憲章賞制度の創設について、村長にお尋ねいたします。

表彰条例の制定は、本村にはありません。表彰条例の制定されているところは、自治功労、教育功労など各般にわたっていますが、これらにつきますと受賞者は公職にあった者がほとんどであります。

しかし、公職者だけが市町村の振興、活性化に寄与しているわけではありません。考えは地味かもしれませんが、自分の仕事を通じ、あるいはボランティアを通じて徳を積んでおられる方々がいらっしゃいます。こうした方々を顕彰することが、後に続く人材育成につながるのではと考えます。

労働、産業、スポーツ、健康づくり、教育、文化の振興を基本理念とした村民憲章を制定し、この理念を地道にこつこつと実践する個人や団体を表彰するのです。表彰は、官、公が優先するのではなく民であって、黙々と村の活性化に努力している方々を対象とした村民憲章賞制度を創設すべきであると考えますが、村長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（中田文夫君） 塩原教育長。

教育長（塩原 勝君） それでは、私の考えを述べさせていただきます。

ことは、自然災害等が比較的少なくていい年だと思っておりましたが、年が迫ってきてから、児童生徒等のいろんな事件が多発しております。

そういった中で、竹島議員より一般質問を受けたわけではありますが、質問と同時に、いろいろとお知恵をいただいたというふうにも思っておりますので、またこれからこれらを生かして頑張りたいというふう考えております。

文部科学省のほうから、3度に分けて学校通学路等の安全対策の再点検や安全教育、それから学校安全パトロール隊、これらを早期に結成し、安全対策の強化を言われてお

ります。なお、これを受けて県のほうでも、12月9日に幼児、児童生徒の安全確保のための緊急対策会議が開かれて、地域ぐるみの安全対策の徹底をお願いされております。

なお、今までも通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、そして次に登下校時の幼児、児童生徒の安全管理の徹底、それから幼児、児童生徒に危険予測、回避能力を身につけさせるための安全教育の推進、不審者等に関する情報の共有、警察との連携ということを核としまして、小中学校にできることをどんどんやってほしいということをお願いしてあります。

そういった中で、現在、主に通学路の安全確保が中心になっているわけですが、まず小学校で実施していることからいいますと、一人一人の危険箇所をチェックし、舟橋校下安全マップに児童と保護者相談のもとに、そしてまた担任に地域を充てて書き込み、地区別に把握しておく。そして、子ども110番の家を確認する。防犯ベルは一人一人に配布してあります。特に1年生にはその使い方を何度かに分けて教えております。それから、学校安全教育計画に基づいて、火事の場合の避難訓練と不審者を想定した防犯訓練を月1回行っております。

次に、防犯教育として、不審者の学校内侵入を想定した訓練として体育館に集合し、その後、村の木嶋署長さんの講演、講話、そして防犯講習　大きな声を出すこととか、ちょっと手をつかまれたときにするっと逃げる方法とか、いろいろ実際に実地で訓練しているということであります。

それから、一人一人が安全に対する意識を持ち、どうやったら危険から逃れることができるのか、自分自身の身を守るための行動を考えさせることを実施しております。

それから、校舎内のことですが、来校者については、出入りは正面玄関だけとして、来訪者カードに記入させて名札をつけさせる。そして、そこしか入れないようにして、登校後、ほとんどの場合、東西の玄関は施錠して入れないようにしてある。正面から入ってくるお客さんに対しては、必ずチャイムが鳴るようにしてあり、ミラーですぐ確認できるようになっている。

それともう一つは、防犯用具として、さすまた、スプレー等を準備して、銀行等で実施しているようなことができるようになっている。

それから、下校時の安全確認については、老人クラブの見守り隊の協力を得て大変助かっている。これは第1、第2、第3金曜日をお願いしている。第4金曜日については、育成会のほうで安全確保行動をやっており、この2団体の見守りによって、結構子ども

たちは安全な場所もわかり、安心して下校をしている。

そのほかに、県と警察署のほうで協力してくれているところがあります。スクールガード・リーダーというのがありまして、これはこの村の木嶋署長並びに上市警察署のほうから大畑さんの協力を得まして、登下校時に巡回等をできるときにお願いしているわけでありまして。これは登下校の安全確保のためということで実施していただいているところでありまして。

役場との連携ということでは、不審者の情報を確認し、メールに入れてもらう。メールだけでは不十分なので、情報を早く得て、小中、警察と協力をし合う。それから、保護者に対して情報はプリントで知らせる。また、事前に保護者に協力を求め、そしてことし初めて、つい最近、先ほど嶋田議員さんも言われましたが、引き渡し訓練 保護者に来ていただいて、子どもたちを引き渡し、来れない家庭もありますから、その分も一緒に下校してもらって、危険であろうところを子どもたちにも知らせながら、家庭まで届けるという訓練を実施いたしました。

それから、不審者の情報を得た場合の学校の対応ですが、すぐに校長に知らせ、校長より生徒指導主事に連絡、児童や職員より確実な情報を収集してから駐在所に連絡する体制をとっております。駐在所長とともに目撃情報から現場を調査し、住民からも情報を得る。下校時の情報であれば、担任、生徒指導主事、教頭が巡回するという小学校の対応であります。

中学校のほうでは、下校時刻を守る。平常時は5時30分、冬季は5時15分、もちろん5時15分でも暗くなっているわけではありますが。次には女子生徒は1人では帰らない。友達と一緒に帰り、1人にならないように指導する。特に自宅の近くへ来たらどうしても1人になるわけですから、より注意すると同時に、これからお願いしたいわけですが、保護者あたりが自宅の近くに子どもが帰る時間あたりに、暗いところやいろんなそういうことが感じられるときには、特に出迎えていただきたい。あるいは帰るのを待ち構えていて確認していただきたいというような協力も必要でないか。要するに、最終的には自分の安全は、いかに子どもでも、ある程度自分で守る。そういう能力をつける。あるいはまた、子どもたちについては、登下校にはかなり親の責任もついて回るわけでありまして。

それ以外には、集団下校の指導を行いながら、危険箇所を再度点検する。初めての防犯教室等を行い、不審者侵入への対応を訓練した。護身術も実際には習ったという、そ

ういう実地訓練もやっております。

なお、中学校の要望等も含めてちょっと言いますが、子どもたちにとって安全な舟橋村づくりを目指すということと一緒にやっていきたい。地域を挙げて子どもの安全確保につながるために、広報での呼びかけ、これは上市警察署のほうからも防犯のものが出ておりますし、村の広報でもしばしば取り上げてはいただいております。これらも充実していく必要がある。

それから、学校を出るときは、集団、グループでも1人になる自宅近くが多い、そういったことで、子どもが帰る時間帯に可能であれば、住民に自宅付近に出てもらったり、保護者に協力していただきたい。

それから、育成会では自家用車に「防犯パトロール中」というステッカーを張っている。役場等でも、そういったことをやっていただけたときには、そういったものを張ってほしい。

最後に、舟橋村では、不審者に全村民が目を光らせて、そういった者を絶対入れない。要はそういうことを許さない。また、中からそういう者を出さないという心意気で、これからも協力し合っていきたいということであります。

幸いに舟橋村は、子どもたちの足でも15分ぐらいでみんな登下校できる本当にコンパクトで、しかも見通しの悪いような、危険と思われる箇所が非常に少ない恵まれた地域であります。ですから、これらのことを徹底してやっていけば、ほかのところよりもより一層いい環境になるのではないかというふうに思っております。

そういったことで、これらはいろんな人たちの協力のもとに知恵と汗といいですか、実地に行動していただきながら、安全ということを確認していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 竹島ユリ子議員さんの村民憲章賞制度の創設についての御質問にお答えをさせていただきます。

舟橋村は現在、独立独歩の道を進んでおります。そういったことから考えますと、まさしく新たなる人材を発掘、あるいはまた育成を図る面から考えますと、大変有意義なことでありまして、竹島議員さんの村民憲章賞制度の創設につきまして賛意をいたしたい次第でございます。

しかし、議員さんがお考えになっておられます憲章賞制度の目的に沿って顕彰、表彰

する対象者でございますが、その選考基準をいろいろと考察させていただきますと、ひとしく村民の方々に賛同、あるいはまた理解をしていただくという環境にも若干の時間が必要でないかと、こういうふうを考えておる次第でございます。

そこで、私は今、国も小さな政府とかいろんなことを言っておりますし、地方分権時代にふさわしい村民憲章がどうかということ、今まで舟橋村になかったものを新たに創設するわけですから、そういうことをいろいろと検討といいますか、調査研究をさせていただきたい、こういうふうに思っておりますので、そういう点を御理解賜って、ひとつお願いしたいと私は思うわけでございまして、今後ともそういったことで進めさせていただきたいと、こういう心情でございます。

どうかよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げて、私の答弁にかえさせていただきます。

議長（中田文夫君） 竹島ユリ子君。

5番（竹島ユリ子君） お二方の答弁、ありがとうございました。

再質問といたしまして、教育長さんにお伺いいたします。

村内の通学路について、住民の皆さんはどこが通学路になっているのかなと把握していらっしゃるのか。私自身も村内の子どもたちの通学路は、いやあ、どこなんだろうとやはり疑問に思っているところなんですけれども、そのあたり、通学路はどこであるかということも、改めてここで一度お聞かせいただければと思っております。

それから、よく「地域全体で」という言葉を使うわけなんですけれども、これを機会に地域全体で子どもたちの安全を見守るということに関しては、組織ばかりじゃなくても、皆さんそれぞれ農作業をしていらっしゃる方とか、いろいろ外でいろんなお仕事、庭先でもお仕事をされているとか、そういう皆様方に全戸数に対して腕章などをお出しして、家から一步外へ出たときには、腕に腕章でも張りながら、子どもたちが帰る時間には少しでも一声でもかけていただければ、安心・安全の下校の対策にもなるのかなと思うんですけれども、腕章の提供とか通学路の配慮はどこになっているのか、改めてお聞きしたいと思います。

よろしくお伺いいたします。

議長（中田文夫君） 塩原教育長。

教育長（塩原 勝君） 今、子どもたち、まず個々に最終的には自宅まで帰るわけですから、そういった中で個々で確認している部分もあります。

それともう1つ、舟橋村のほうでは舟橋村の安全マップの作成中で、大分できてきております。そういったことをもとにして、不確かなことを言っても、またしかられますので、今学校で実施しているもの、集団登下校に利用しているもの、そして村の安全マップ等でもう一度検討して、できるだけ近い将来に地域住民の方々すべてに御理解していただけるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中田文夫君） 竹島ユリ子君。

5番（竹島ユリ子君） すみません。聞き漏らしたかもしれませんけれども、全校に対する腕章の配布のお考えは、何かお気づきがあるでしょうか。

それと、さっき質問していた中には、下校で遅くなる子どもたちに防犯ベルを携帯させる対応と、それとせっかく皆さんが巡回指導されていらっしゃるんですけども、やはりただ回って歩くではだめなので、実際に何回も何回も子どもと一緒に通学路を歩き回りながら、安全なところを確保していただきたいという、教職員の方々も一緒になって行動するという点に関して、教育長はいかがお考えでしょうか。

議長（中田文夫君） 塩原教育長。

教育長（塩原 勝君） 小学校のほうでは、防犯ベルを持たせているわけですが、中学校については、現在持っていないと思います。また、ほかのところのものも勉強させていただいて、そういった場合にはどうしているかということもあわせて、また研究させていただくと。

腕章の件というのは、ちょっとわからなかったんですが、ちょっとお答えできません。

それから、教職員が登下校に実際に生徒について行って危険箇所を点検ということは、日ごろ、そういったことはまず不可能であると思います。しかし、日を決めて、再度確認しながらというような機会を多くするという程度のことはできると思います。毎日毎日、登下校に教職員が対応というわけにはいきません。

なお、私立等の学校の中には、子どもが学校に来たら、学校、教員等の責任だけれども、基本的には登下校は多様な方から来るわけですから、要するにいろいろと教育なり指導なりということはしても、登下校の責任は家庭にあるのではないかという考え方をしているところもあります。

高等学校は徹底して、指導の内容であるけれども、登下校の責任は本人。本人が交通ルールを守って、それに従って安全に登下校する。あとは、規則で決めた下校時間やいろんなことをきちんと守るというような指導をしているはずであります。そういったこ

とで、特に下校時に教職員がついて回ればいいですが、そこまではちょっとできないというふうに思います。

以上です。

議長（中田文夫君） 1 番 竹島貴行君。

1 番（竹島貴行君） 平成 17 年も押し迫り、残すところ 2 週間となりました。

私にとりまして、議会人として印象深い一年となりました。村民の皆様、議会の皆様、そして当局の皆様には多くの温かい御支援を賜り、この場をかりて感謝申し上げる次第であります。

さて、ことし最後の議会を締めくくるつもりで、以下の 2 点について質問させていただきます。

まず、住みよい地域づくりについてであります。

我が村の財政硬直化が政府の三位一体改革推進に伴い、今後、加速度的に進むという懸念を 9 月議会で述べさせていただきました。行政サービスが行われて当然という観点から、維持していくためには今後どうしていくべきかという観点へ移行せざる得なくなっているという危機感を私は抱いておりますが、金森村長におかれても、思いは共有していただけるものと考えております。

本題の住みよい地域づくりを進めることは、行政、政治の根幹であります。そのための施策を打ち出されることについては、大いに村長を盛り立てて協力していきたいと考えるものであります。

私は、村民の方から、「議会は村長に対し野党的な意見や質問が多いように見える」とおしかりを受け、「もっと村長とコミュニケーションを図り、議会として村長に協力していくべきではないか」という御意見を賜っております。もっともであります。私は村長が日ごろ申されている「村のために、村民のために汗を流し、仕事をするんだ」という意見に大いに賛同するものであり、私自身も村民の皆様に慈愛と感謝の気持ちで議員活動に取り組みたいと考えております。

今後、議会も村長や村当局と夫唱婦随のような関係で、村民のために尽力していければと個人として願っております。その意味でも、村長とコミュニケーションを大いに図っていければと願っております。御指導、よろしく申し上げます。

そこで、9 月議会の私の質問に対し、村長は、「村づくりで一番求められているのは、住民がお互いに助け合い、力を合わせて住みよい環境をつくっていくことである。その

ために、村民を愛する心を持って、施策の企画にあたる」と述べられました。そして、「コミュニティーの醸成に力を注ぐため、自治会の振興策に対する財政支援等も含めて検討していきたい」とも述べられました。

私自身も、住みよい地域づくりの根幹は、そこに住む人と人との心がつながり、協調、助け合う心を醸成させることが不可欠であると考えています。

村長の述べられた財政支援に該当する自治会の振興策とは具体的にどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか。自治会に対しては、具体的にこのような取り組みなら財政支援をしますよといったガイドラインを示すことが、村長の考える振興に直結しやすいのではないかと考えます。

村当局が住みよい地域づくりを推進するためにと考えている財政支援に値する具体的なガイドラインをお聞かせください。

次に、村長が舟橋村のかじ取りという立場につかれて、早いもので1年が過ぎようとしています。村民の大きな期待を一身に受け、プレッシャーもかなりのものであろうと推察するところであります。常に自分に厳しく、人に優しく、心を広く、熱い思いを掲げ、村全体をまとめ、住みよい村づくりを進めていく姿勢が求められると思いますが、頑張ってもらいたいと願っております。

時代の流れ、人の思いというものは非常にせつかちであり、改革とか結果を早く求めたがるものであります。この一年を締めくくる意味で、村民にかわり、村長は御自身の一年をどう評価されているか。掲げられた公約それぞれを自己評価して、達成度合いを100点満点で換算すると何点つけられるでしょうか。

以上2点、お聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（中田文夫君） 金森村長。

村長（金森勝雄君） 竹島議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、住みよい地域づくりについて、そしてまた具体的な施策を問うということでございます。

私はこれまで、1月に自治会長会議を開催いたしまして、各自治会の要望事項等を取りまとめまして、それぞれの事業は村の主導型で一律に実施してまいったと思っております。例えば、防犯灯の取りかえ、あるいはまた設置、ごみステーションの修理、修繕、設置、地区公民館の管理委託などがあります。

このたび、各自治会が自主性、自立性を発揮し、活性化していただくため、従来の事業実施主体を村から自治会へ移行することにいたしまして、それにあわせて、現在、各自治会が独自で実施している事業を自治会のコミュニティー事業と認め、それらにかかわる諸経費の支援を行うことを考えているわけでございます。また、この施策を自ら考え、自ら行うコミュニティーづくりの振興として位置づけするものであります。

今質問ありました具体的な内容につきましては、平成18年度予算に反映いたしたいと考えておりますので、これからの協議会の席におきまして、議会の皆さんと十分協議させていただき所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

参考までに申し上げますけれども、去る10月27日、開催いたしました自治会長会議におきまして、コミュニティー事業の趣旨を説明いたしまして、各自治会から調書をいただいておりますので、それに基づいたことになるかと思っておりますけれども、そういった資料等を提供いたしまして、議会の皆さんと十分相談させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思っております。

次に、公約達成度の自己評価についての問いでございます。

自己採点するというのは、非常に私自身もおこがましいことでもありますし、なかなか難しいわけでございますけれども、一応私の考えを申し上げて、皆さんのまた採点といえますか、評価もいただきたいなと思うのが私の心情でございます。

まず、私の選挙公約につきましては、3つの柱「生活快適田園都市の実現」「人が元気なコミュニティーづくり」「情報公開と村民参画の推進」であり、それにサブタイトルを提示してまいりました。

まず、「生活快適田園都市の実現」でありますけれども、幾つかサブタイトルがあります。

安全で安心して暮らせる住環境整備の一端といたしまして、8月から、各種緊急情報を電子メールで送る「eネットふなはし」の開始、11月には、各自治会長さんをはじめ関係団体長さんの御理解、御協力をいただきまして、舟橋村安全なまちづくり協議会を設立いたしました。協議会では、今年度の事業といたしまして、地域安全マップを作成することになっております。また、平成8年度から事業着手いたしました京坪川河川公園事業の導入事業費等の見直しを行いまして、供用開始を平成19年度初めと早める見通しとなったことであります。

次に、「人が元気なコミュニティーづくり」でありますけれども、この公約にも幾つ

かのサブタイトルがあります。

福祉施設の拡充整備といたしまして、6月下旬には特別養護老人ホーム「ふなはし荘」の30床増設が許可になりまして、明春には完成する運びとなっております。農業従事者への支援を行う施策といたしましては、8月に「舟橋村の農業を創造する会」を立ち上げまして、施策の提言をいただくこととなっております。また、村民スポーツ振興の一端といたしまして、念願でありました総合型文化・スポーツクラブも明年2月に設立する運びになりました。

次に、「情報公開と村民参画の推進」であります。この公約にも幾つかのサブタイトルがあります。

村の新鮮な情報を提供手段といたしまして、8月にはホームページのリニューアルを行いました。また、5月には村の財政状況、他市町村との行政比較を盛り込んだ資料をもって、各自治会単位のタウンミーティングを実施したところでございます。さらに7月には行政改革懇談会の発足、9月には情報づくり検討委員会を立ち上げまして、それぞれの課題を検討していただき、後日、提案、提言をお願いしているところでございます。

以上のことから、個々の評価をすることは大変難しゅうございますので、全体といたしまして、まあまあ合格点をつけさせていただきたいと思う次第でございます。

今後とも公約達成のために、精神誠意努めてまいり所存であります。どうか御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の答弁にかえさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（中田文夫君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第9号まで

議長（中田文夫君） 日程第2 議案第1号から議案第9号まで9案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（中田文夫君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（中田文夫君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（中田文夫君） これから議案第1号から議案第9号まで9案件を一括して採決します。

議案第1号から議案第9号まで9案件を原案のとおり可決・承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第9号まで9案件は原案のとおり可決・承認されました。

選 挙 第 1 号

議長（中田文夫君） 日程第3 選挙第1号 三郷利田用水市町村組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。したがって、推選の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

三郷利田用水市町村組合議会議員に喜田義孝君、早田貞則君の2名を指名いたします。
お諮りします。

ただいま指名いたしました喜田義孝君、早田貞則君を三郷利田用水市町村組合議会議員の当選人にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中田文夫君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました喜田義孝君、早田貞則君が三郷利田用水市町村組合議会議員に当選されました。

議長（中田文夫君） 以上をもって本定例会の全日程が終了しました。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 本定例会に提案いたしました案件につきまして、原案のとおり可決・御承認いただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

私も今年1月に就任して以来、皆さんから温かい御指導、御鞭撻を賜りましたことを、この席をかりまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

今年も余すところ2週間と少なくなりました。議員各位には健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、私のお礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（中田文夫君） これで本日の会議を閉じます。

平成17年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年12月16日

議 長 中 田 文 夫

署 名 議 員 嶋 田 富 士 夫

署 名 議 員 竹 島 ユ リ 子